

久喜銀山跡

銀山史研究家  
仲野義文と行く

# 大森銀山 ×久喜銀山 ガイド入門ツアー

令和4年

11月10日(木)~11日(金)

広島市内発着

1泊2日

参加費:15,000円  
定員:先着20名

こんな方におすすめです!

- ・ 銀山ガイドとして活動してみたい方
- ・ 遺跡の資料収集や調査研究、発信をしたい方
- ・ 銀山遺跡の資源を活用した事業に挑戦したい方

お申し込み 申込締切10月25日(火)

メール iwami-travel3@soleil.ocn.ne.jp / FAX 0854-82-2221

[事業主催]久喜銀山振興協議会(事務局:コミュニティパートナーズ) [旅行企画]株式会社石見観光 大田営業所



石見銀山資料館 館長  
久喜銀山遺跡調査指導委員

仲野義文

1965年 広島県広島市生まれ。別府大学文学部史学科卒業。日本近世史、鉱山史、産業史を専攻。2007年より現職。石見銀山遺跡調査活用委員、久喜・大林銀山遺跡調査指導委員会委員などを歴任。著書に『銀山社会の解明』(清文堂、2009年)、『世界遺産 石見銀山を歩く』(山と溪谷社、2007年)など。



国史跡 久喜銀山遺跡は、戦国時代、毛利元就の時代に採掘が始まったとされ、毛利元就は、ここで産出された銀によって経済力を、鉛によって軍勢力を手に入れ、その後の躍進の原動力としました。江戸時代には、大森銀山と同様に徳川幕府の直轄地となり、大いに栄えました。

静かな山村風景が広がり、一見、そこに鉱山と鉱山街があったことを連想することは難しいですが、少し立ち止まって見ると、かつての繁栄を物語る痕跡があります。

ですが、明らかになっっているのはほんの一部です。石見銀山ガイドの会では、未だ知られていない久喜銀山遺跡の歴史を自らの手で発見・解明し、さまざまな形で発信する活動をしています。



### 雲海と紅葉の季節です!

本ツアーでは、二つの銀山遺跡を銀山史研究家・仲野義文や久喜銀山ガイドの会とともに訪れ、埋もれた価値を掘り起すガイド活動の魅力や、知れば知るほど面白い銀山の知識をお伝えします。旬の食材を使ったお食事や地酒「玉櫻」の酒蔵見学もお楽しみいただけます。

## 1日目

- 9:30 集合 JR広島駅
- バス 広島市 → 大森銀山
- 12:00 昼食 お食事処 おおもり
- 13:00 石見銀山資料館見学 講座① 久喜銀山学〈総論〉
- 14:00 大森町並み散策
  - ・いも代官ミュージアム
  - ・熊谷家住宅 ほか
- バス 大森銀山 → いこいの村しまね
- 18:00 講座② 久喜銀山学〈各論〉
- 19:00 夕食・交流会 宿泊：いこいの村しまね

## 2日目

- 9:00 朝食後、出発
- バス いこいの村しまね → 久喜銀山
- 9:30 久喜銀山ガイドツアー
  - ・山之内吹き所
  - ・山神社～風穴間歩
  - ・長戸呂間歩
  - ・水抜間歩
  - ・製錬所跡 など
- 12:30 昼食 くまのしっぽ
- 酒蔵見学 玉櫻
- 15:00 休憩&お買い物 道の駅瑞穂
- バス 邑南町 → 広島市
- 16:45 解散 JR広島駅

#### 国内旅行条件書(要約)

1. 募集型企画旅行契約
  - ①この旅行は(株)石見観光(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。
  - ②旅行契約の内容・条件は、募集要旨、パンフレット、本旅行条件書及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部にあります。
2. 旅行の申込と契約の成立
  - ①所定の申込書に所定の事項を記入し、旅行代金を添えてお申し込み下さい。
  - ②旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものとします。
  - ③当社はメール、ファックスにより旅行契約の申し込みを受け付けます。
3. 旅行代金の適用
  - ①申込書に所定の事項のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方は小児代金となります。
  - ②確定日課表(最終旅行日課表)
    - 確定日課表は、このパンフレットに代用させていただきます。
  - ③旅行代金に含まれるもの
    - 旅行日課表に明示した交通機関の運賃・ガイド料・観光料金・消費税等。
    - ※上記費用は、お客様の都合により一部利用されなくても払い戻しいたしません。
  - ④旅行代金に含まれないもの
    - 5項のほかに旅行代金に含まれていません。その一部を例示します。
    - 自由行動中の旅費、クリーニング、電報電話料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料等。

7. お客様による旅行契約の解除
  - お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

取消日及び変更	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	旅行開始の前日	旅行開始の前日	旅行開始の前日
21日前まで	20～8日前まで	7～2日前まで		
(日曜日は11日前)	(日曜日は10～8日前)			
取消料	無料	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%
当日	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の100%

8. 当社の責任及び免責事項
  - ①当社は旅行契約の履行にあたって、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。(手荷物について生じた賠償限度額は一人につき15万円まで)
  - ②例え、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうむられても、当社は責任を負いません。天災地変・暴風・暴動・暴走・宿泊機関の事故もしくは火災・運送機関の遅延・不慮な火災その他の偶発に生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止・官公署の命令・伝染病による隔離・自由行動中の事故・食中毒・盗難等。
9. お客様の責任
  - お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社契約の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
10. 特別補償
  - 当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、お客様が募集型企画旅行参加中に急遽かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、賠償金または見舞金を支払います。ただし、日課表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われていない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について賠償が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中にはいたしません。

11. 最少催行人員
  - パンフレットに最少催行人員の表示のない旅行については、最少催行人員は、10名です。参加者が最少催行人員に満たない場合は、旅行実施を取りやめることがあります。
  - この場合は、旅行開始日15日前に当たる日より前に通知いたします。
12. 旅行日程
  - 旅行日程に重要な変更が行われた場合、旅行契約(募集型企画旅行契約の部)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金をお支払いします。詳しくは別途交付する旅行条件書(全文)をご確認ください。
13. 旅行条件書の基準
  - この旅行条件書は2022年9月1日を基準としています。また、旅行代金は2022年9月1日現在有効な運賃・規則を基準として算出しています。
14. この条件書に記載のない事項は、当社旅行契約(募集型企画旅行契約の部)にあります。
  - ◆個人情報取扱について
    - 当社は、旅行申込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

旅行企画 株式会社 石見観光  
 本社 / 〒698-0024 島根県益田市駅前町17番2号 TEL 0856-23-2299  
 島根県知事登録旅行業第2-2号  
 (一社)全国旅行業協会正会員 総合旅行業務取扱管理者 和田三雄